

5月は消費者月間です

守ろうよ、みんなを！

なくそう！高齢者の

消費者被害

毎年5月を消費者月間として、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発や教育などの各種事業を全国で集中的に行なっています。市の消費生活センター(市役所本庁5階)では、専門の相談員が消費生活の問い合わせや相談を受け、あっせんや助言を行なっています。

教えて消費生活センター

Q 消費生活センターに相談できるのはどんな場合ですか？

A 原則として市内に在住、または通勤・通学している人で、「悪質な訪問販売で商品を購入させられた」、「クリーニングのトラブルがうまく解決しない」、「子どもがおもちゃでケガをした」といった商品やサービスに関する苦情や事業者とのトラブルについて相談できます。

Q 受付体制はどうなっているの？

A 受付時間は、月～金曜日の9時～12時と13時～16時です。
このほか、本郷支所では毎月第2金曜日の14時～16時、久井保健福

祉センターでは毎月第3金曜日の14時～16時、大和保健福祉センターでは毎月第4金曜日の10時～12時の間、巡回相談を行なっています。

Q 相談をするに当たって、あらかじめ準備しておいた方がよいものは？

A 契約に関する相談と、商品の安全性に関する相談の場合、準備するものが異なります。

例えば、契約に関する相談であれば、購入時の状況(訪問販売で購入など)、契約日、商品名、金額、購入先、契約書などを準備しておくことを勧めます。

Q 相談の状況はどうなっているの？

A 平成21年度の相談件数は524

件で、前年度に比べて66件増加しました。中でも、契約や解約に関する相談が急増しています。そのほか、訪問販売など販売方法に関する相談や携帯電話などの出会い系サイトに関する相談も多くなっています。

Q 本人以外でも相談できますか？

A トラブルが起きたときの状況を正確・具体的に把握することができ、「解約したい」「返品したい」などの意向を確認することができ、本人が直接相談することを勧めます。

しかし、認知症や病気などで本人が相談できない場合は、家族や周りの人ができるだけ詳しく状況を把握してから相談してください。

Q 相談の秘密は守られますか？

A 外部に漏れることはありませんので、安心してください。また、本人の承諾を得ることなく事業者に連絡することはありません。

「おかしな」「しまった!」と思ったら、すぐに消費生活センターに相談してください。解決策と一緒に考えます。相談は無料です。

問い合わせ先 消費生活センター

(☎0848-676410)、商工振興課(☎0848-676072)

行政評価 市民委員を募集

市が行う事務事業について、どのような成果があったか、どれだけできたかという視点で評価する委員を募集します。

任期 6月下旬～11月
任務 説明会、研修会、報告会への出席
募集人数 若干名 応募資格 市内在住で20歳以上の人
申し込み 28日(金)(必着)までに、住所、名前、年齢、電話番号、興味のある分野(教育文化関係・福祉関係など)、応募の動機(100文字程度)を記入して、郵送またはファクス、Eメールで、総務課(〒723-8601港町三丁目5番1号☎0848-676176 ☎0848-671011 ☓soumu@city.mihara.hiroshima.jp)へ

31日

10時～11時30分

入場無料

消費者月間記念講演会

振り込め詐欺や生鮮食料品の送りつけ商法、健康講座商法など高齢者をターゲットとした商法から身を守るための講演会を開催します。

ところ リージョンプラザ 文化ホール
定員 400人(先着順)
問い合わせ先 消費生活センター(☎0848-676410)、商工振興課(☎0848-676072)

